

十日町市農地等利用最適化推進施策に関する  
意見書

令和元年 11 月

十日町市農業委員会

日頃より、当農業委員会の活動、業務運営に格別なるご理解、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

わが国における農業・農政をめぐる情勢は、ここ数年でめまぐるしく変化してきています。平成30年度には、国による生産数量目標配分の廃止、米の直接支払交付金の時限措置の終了など米政策において大転換が行われました。

中山間地域を多く抱える本市においては、これら政策転換のほか、農家の高齢化、相次ぐ異常気象、担い手不足などによる離農や耕作放棄地の増加が深刻となっており、地域の農業経営の先行きは不透明さを増してきています。

我々農業委員会組織は、農地法に基づく許認可業務のほか、担い手への農地利用の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を必須業務とし、農地情報の収集・提供、農地の有効利用、優良農地の確保および担い手の育成・確保のための活動に取り組んでいるところでございます。

農業は本市にとって非常に重要な産業であり、農地は環境保全、減災、棚田に代表される良好な景観の形成など重要かつ多面的な機能を担っています。地方交付税の交付額縮小など、本市財政が厳しい状況にあることは理解しているところではございますが、本市の農業振興のため、農地等利用の最適化を推進する施策に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、以下の事項について意見を提出いたします。

格段のご配慮とご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和元年 11月6日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市農業委員会

会 長 村 山 隆 義

## 1. 担い手育成、農地利用の集積・集約対策

### ① 人・農地プランの実質化の推進

人・農地プランの実質化に向け、農業経営の将来意向調査やその結果を基とした地域における話し合いを農業委員会等関係機関と連携して進め、各地域の農業経営、農地利用の将来を明確化するための支援を要望します。

### ② 新規就農者等の担い手育成

農業者の高齢化、担い手不足のなかで重要となる新規就農者の確保対策として、新規就農者の経営が早期に安定するよう、年齢にかかわらず、ハード、ソフト両面における市独自の支援継続と強化を図り、新規参入者の増加に資する施策の推進を要望します。

また、各地域における農地利用の将来を考えるうえで重要になる法人経営体の育成など、多様な担い手の確保に関する施策の推進を要望します。

### ③ 認定農業者への支援

認定農業者の継続的、安定的な農業経営のため、現在の各種支援制度を継続し利用促進を図るほか、農機具等の更新に係る費用負担の軽減策など、市独自の支援制度の強化について要望します。

## 2. 中山間等地域対策

### ① 有害鳥獣対策の強化

中山間地域は、地理的条件の悪さに加え農業者の高齢化や担い手不足から、営農の継続、農地の維持が大変難しい状況です。さらにイノシシなどによる農作物への被害の拡大は、営農意欲の減退など農山村に多大な影響を与えかねない状況です。

農地など人の生活圏への有害鳥獣の侵入防止や個体数の抜本的な削減は、農業のみならず、豚コレラなど畜産業に対するリスクの低減にも有効と考えられます。

このため、農地への侵入防止柵設置などのハード対策について、地域の実態に応じて活用できるよう弾力的な支援を図るとともに、有害鳥獣対策の活動の中心となる猟友会への支援や狩猟免許取得者の増加策のほか、広く市民に対する、人の生活圏へ野生動物を近づけないことに関する広報活動といったソフト対策の強化を要望します。

### ② 山間地農家への支援

山間地等の条件不利地は担い手への集積、集約化が難しく、さらに遊休農地化が進むことが予想されます。これら農地の持つ多面的機能を維持するための保全対策として、山間地で農地を守るために努力している農家に対し、本年成立した棚田地域振興法における関連事業の有効活用や市独自の支援策を講じるよう要望します。

### 3. 農業経営等への支援対策

#### ① 総合営農への支援

当市においても稲作振興と農業経営安定のための園芸作物等の振興は重要と考えられます。農業収入向上策として園芸振興にも力をいれていただき、農業に魅力が感じられるよう、地域に合った農業施策を検討されるよう要望します。

また、冬期における農業所得の確保が難しい当市では「冬期アグリビジネスチャレンジ事業」を推進し、冬期の新たな農業への取り組みへの支援を行っておりますが、冬期における園芸施設等に対し更なる支援の強化を要望します。

#### ② 守るべき農地への支援

将来にわたり「守るべき農地」での耕作を継続できるよう、国や県による各種圃場整備のほか、末端水路の改修など維持管理に必要な整備に対する、よりきめ細やかな十日町市独自の支援を要望します。

### 4. その他

#### ① 農業委員会事務局の体制強化

農地利用の最適化の推進が必須業務として位置付けられるなど、農業委員会事務局の業務が増加、複雑化しています。

ついては、農業委員会活動が円滑に行えるよう、農業委員会等に関する法律第 26 条に基づき、業務に必要な知識及び経験を有する職員の確保や資質の向上を図るなど、事務局体制の強化へ協力されることを要望します。